令和元年6月11日 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

## 民間競争入札実施事業 「洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務」の評価について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

## I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、「機構」という)核燃料サ
	イクル工学研究所の放射線管理区域で使用した作業用衣類の洗濯作業及び
	同研究所から発生する一般廃棄物・産業廃棄物の保管管理及び処理に関する
	業務
実施期間	平成29年4月1日~令和2年3月31日
受託事業者	株式会社アセンド
契約金額 (税抜)	55, 494, 000円(単年度当たり: 18, 498, 000円)
入札の状況	2 者応札 (説明会参加=4者/予定価内=1者)
事業の目的	諸法令に定められた基準及び機構の諸規程に基づき、作業用衣類の洗濯並び
	に廃棄物の保管管理及び処理を行う。
選定の経緯	「公共サービス改革基本方針」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)別表におい
	て民間競争入札の対象として選定されたものである。

## Ⅱ 評価

## 1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

## 2 検討

## (1) 評価方法について

機構から提出された平成29年4月から平成31年3月までの実施状況についての報告(別添)に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

## (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事項		 内 容				
確保されるべき	以下のとおり、適切に履行されてい	いる				
質の達成状況	確保されるべき水準	評価				
	業務の内容					
	①洗濯場に関する業務	業務日報及び業務月報による業務内容を				
	②一般廃棄物管理施設の管理	確認したところ、本業務がいずれも適切に				
	(産業廃棄物等のリサイク	実施されており、サービスの質は確保され				
	ル業務を含む) に関する業務	ている。				
	③施設共通業務					
	それぞれを適切に実施するこ					
	٤.					
	保安規則及び放射線管理基準等					
	の逸脱件数					
	①本業務に起因した保安規則	①保安規則及び放射線管理基準等の逸脱				
	及び放射線管理基準等の逸	件数は0件であるため、サービスの質は				
	脱件数は0件であること。	確保されている。				
	②受注者の責により洗濯業務	②受注者の責により洗濯業務が長期にわ				
	が長期にわたり滞る事態の	たり滞る事態の発生件数は0件である				
	発生件数は0件であること。	ため、サービスの質は確保されている。				
	産業廃棄物管理票の管理上の逸					
	脱件数	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票				
	本業務に起因した産業廃棄物	の管理上の逸脱件数は0件であるため、サ				
	管理票の管理上の逸脱件数は0	0 ービスの質は確保されている。				
	件であること。					
	作業依頼元からの重大なクレー					
	ムの件数					
	本業務の遂行に起因して、作業	作業依頼元の業務に支障を与えるような				
	依頼元の業務に支障を与える	重大なクレームの件数は0件であるため、				
	ような重大なクレームの件数	サービスの質は確保されている。				
	は0件であること。					
	利用者の利用満足度調査					
	機構は、本業務の利用者(機構	利用者満足度調査のスコアは以下の示す				
	担当者を含む) に対して、次の	とおり全ての項目で基準スコア以上であ				
	項目の満足度についてアンケ	り、サービスの質は設定どおり確保されて				
	ートを実施(年1回)する。落	いる。				
	札者においては、その結果の基	項目ごとのスコアは以下の通り。				

準スコア 75 点を維持又は向上		平成 29 年度	平成 30 年
に努めること。	全項目の	oc 🗜	OF F
イ 施設・設備の運転管理	平均スコア	96 点	95 点
に関する技術的レベル	施設・設備の	100 点	100 点
ロ 作業用衣類の洗濯処理	運転管理に		
に関する品質	関する技術		
ハ 一般廃棄物・産業廃棄	的レベル		
物等の処理手順及び記録	作業用衣類	95 点	100 点
作成等の正確性について	の洗濯処理		
ニ 担当者の対応(言葉遣	に関する品		
い、親切さ、丁寧さ等)	質		
利用者には、各項目とも、「満	一般廃棄物•	94 点	92 点
足」(配点 100 点)、「ほぼ満足」	産業廃棄物		
(同 80 点)、「普通」(同 60 点)、	等の処理手		
「やや不満」(同 40 点)、「不満」	順及び記録		
(同0点)で回答を求め、年度	作成等の正		
末に 4 つの回答の平均スコア	確性につい		
(100 点満点)を算出する。	て		
	担当者の対	97 点	97 点
	応(言葉遣		
	い、親切さ、		

# 民間事業者からの改善提案

民間事業者は、下記のような改善項目を提案・実施することにより、安全確保 のための作業リスク低減及び業務の効率化に努めている。

丁寧さなど)

- (1) 作業用衣類の洗濯業務に関する改善
- ①洗濯場1階の天井は低い構造となっており、天井部には蒸気配管や電源ボックス等が設置されていることから頭部を接触する可能性があるため、作業員のヘルメット着用の徹底並びに緩衝材と表示の設置により、頭部負傷のリスクを低減した。また、改善後あらためて洗濯業務に関するリスク評価を行うとともに、洗濯作業手順書に反映した。
- ②洗濯場の給気処理装置について、経年劣化対策として設備の内面を腐食防止塗装したことにより、塩害等による腐食の防止並びに設備の予防保全に 貢献することができた。
- (2) 一般・産業廃棄物のリサイクル業務に関する改善
- ①一般器材管理庫の出入口と道路との間に僅かな段差があり、フォークリフト走行の際に若干の不安が生じていたが、専用のスロープを考案して該当

箇所に設置したことにより、フォークリフトの走行が円滑に行えるようになり、重量物運搬時の災害を未然に防いでいる。

②可燃性一般廃棄物(可燃ごみ)を回収する際、発生元に透明ポリ袋への収納を徹底することにより、可燃ごみ以外の廃棄物が混在していないことの確認及び分別作業が可能となった。

## (3) 実施経費(税抜)

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(36ヶ月)の実施経費は55,494,000円(単年度当たり:18,498,000円)となっている。

市場化テスト導入前(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年契約) と今期(市場化テスト導入第二期)を比較し、年間で 358,800 円(約 1.9%)の節減効果があった。

従来経費 (A)	18,856,800円 (単年度) ※
実施経費 (B)	18, 498, 000 円(単年度平均)
削減額(A-B)	358,800 円(単年度平均)
削減率((A-B)/A)	約 1.9%

※実施経費は労務費に対応するため、契約金額を人員で案分した金額での比較

(参考) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの市場化テスト導入第 1 期 目の実施経費は、55,548,000 円(単年度当たり:18,516,000 円) だった。 市場化テスト導入第一期と第二期を比較し、年間で 18,000 円(約 0.1%)の 節減効果があった。

第一期経費(A)	18,516,800円 (単年度平均)
第二期経費 (B)	18, 498, 000 円(単年度平均)
削減額(A-B)	18,000円(単年度平均)
削減率((A-B)/A)	約 0.1%

## (4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	市場化テスト導入前は、特定の事業者による2者応札など、競争性に課
	題が認められたところ、仕様書の内容の見直し、業務に必要な資格条件の
	緩和を実施した。また、情報開示においても、これまで問い合わせに応じ
	て行っていたものを、入札説明会等により閲覧可能にするなど積極的に行
	った。その結果、新たな事業者が見積もりに参加したほか、新たな事業者
	が応札し、改善が認められたと考えられる。

#### (5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、評価対象期間において、全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、洗濯業務及び廃棄物処理業務のいずれの業務においても、安全確保のための作業リスク低減及び業務の効率化が図られ、業務の質の向上に貢献したものと評価できる。よって公共サービスの質の維持向上が図られたものと評価できる。

実施経費について、削減率が約1.9%であり、効果があったものと考えられる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令 違反行為等もなかった。今後、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会により 機構の事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

## (6) 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が2期目である。事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に請負事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反 行為等はなかった。
- ② 請負事業者については、創意工夫が充分発揮され、機構運用担当者の業務効率向上に繋がると同時に、アンケート結果からユーザの評価も高いと判断できる。
- ③ 実施状況については、監事及び外部有識者(公認会計士、弁護士等)で構成され、 契約の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの 中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- ④ 市場化テスト導入前及び市場化テスト第1期は同じ事業者による2者応札であった。しかし、今回の入札では、新たな事業者が見積もりに参加したほか、異なる事業者からの応札による2者応札が実現され、競争性の改善が図られた。
- ⑤ 本事業の確保されるべき質について、全て目標値を達成していた。
- ⑥ 実施経費は、人件費高騰などの外部要因がある中で、年間で 358,800 円 (▲1.9%) の経費節減効果があった。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1

(1) の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革 に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理 委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期 間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

令和元年 5 月 22 日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 民間競争入札実施事業

洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務請負の実施状況について

## 1. 事業の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の洗濯場・一般廃棄物管理施設の運転等に係る業務請負については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づき、以下の内容により、平成26年度から公共サービス改革基本方針に従って競争入札を実施しており、現在、実施している事業は2期目である。

#### (1)業務内容

本件業務は、核燃料サイクル工学研究所(以下「研究所」という。)の放射線管理区域(以下「管理区域」という。)で使用した作業用衣類の洗濯作業、研究所から発生する一般廃棄物・産業廃棄物の保管管理及び処理に関する業務等を行うものである。

#### (2) 契約期間

平成29年4月1日~令和2年3月31日(3か年)

(3) 請負者

株式会社アセンド

(4) 実施状況評価期間

平成29年4月1日~平成31年3月31日(2か年)

(5) 契約金額

55,494,000 円 (税抜)

(6) 契約相手方決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者(2者)から、平成29年1月20日までに提出された技術提案書について、事業に係る技術審査会において審査を行った結果、要求事項を2者とも全て満たしていた。同年2月15日に開札し、最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アセンドを落札者として決定した。

## 2. 確保されるべきサービスの質の達成状況

確保されるべき対象公共サービスの質として設定された「業務の内容」、「保安規則及び放射線管理基準等の逸脱件数」、「産業廃棄物管理票の管理上の逸脱件数」、「作業依頼元からの重大なクレームの件数」及び「利用者の利用満足度調査」の実施状況は以下のとおりである。いずれの指標等についてもサービスの質は設定どおり確保されている。

評価事項	測定指標	評価
	本業務の内容に示す運	業務日報及び業務月
	用業務	報による業務内容を確
	①洗濯場に関する業務	認したところ、本業務が
	②一般廃棄物管理施設	適切に実施されており、
業務の内容	の管理(産業廃棄物等	サービスの質は確保さ
	のリサイクル業務を	れている。
	含む)に関する業務	
	③施設共通業務を適切	
	に実施すること。	
	イ 本業務に起因した	イ 保安規則及び放射
	保安規則及び放射線管	線管理基準等の逸脱
	理基準等の逸脱件数は	件数は0件であるた
	0件であること。	め、サービスの質は確
		保されている。
  保安規則及び放射線管		
理基準等の逸脱件数	ロ 受注者の責により	ロ 受注者の責により
1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	洗濯業務が長期にわた	洗濯業務が長期にわ
	り滞る事態の発生件数	たり滞る事態の発生
	は0件であること。	件数は0件であるた
		め、サービスの質は確
		保されている。
	本業務に起因した産業	廃棄物処理法に基づく
	平乗物に起囚した産業 廃棄物管理票の管理上	産業廃棄物管理票の管
  産業廃棄物管理票の管	の逸脱件数は0件であ	理上の逸脱件数は0件
理上の逸脱件数	の処別件数は0件であること。	であるため、サービスの
	<i>'</i> ∂	質は確保されている。
		対は体下のでもにくいる。

	本業務の遂行に起因し	作業依頼元の業務に支
  作業依頼元からの重大	て、作業依頼元の業務に	障を与えるような重大
なクレームの件数	支障を与えるような重	なクレームの件数は0件
イング ムの什数	大なクレームの件数は	であるため、サービスの
	0件であること。	質は確保されている。
	本業務の利用者に対す	利用者満足度調査の
	る満足度のアンケート	スコアは以下の示すと
	調査の結果において、	おり全ての項目で基準
	基準スコア (75 点)を	スコア以上であり、サ
	維持又は向上に努める	ービスの質は設定どお
	こと。	り確保されている。(詳
		細については表1及び
  利用者の利用満足度調		表2参照)
本		
		<アンケート調査結果
		>
		(平成 29 年度)
		・全平均スコア:96点
		(平成 30 年度)
		・全平均スコア:95点

## \*利用者満足度調査結果

実施時期 : 平成30年3月、平成31年3月

対象期間 : 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 2 月 28 日

平成30年4月1日 ~ 平成31年2月28日

対象者:核燃料サイクル工学研究所で勤務する機構従業員のうち、下記の

担当者。

問1~ 本契約に伴う施設・設備を管理する部署(環境保全課)の担当者

問2~ 被評価者(環境保全課)へ作業用衣類の洗濯処理を依頼する担当者

問3~ 被評価者(環境保全課)へ一般廃棄物等の処理を依頼する担当者

問4~ 上記問1~問3の担当者

実施方法 : 上記対象者に業務連絡でアンケート用紙を配布、

業務連絡回答またはメール回答にて回収。

表 1. 平成 29 年度 アンケート調査結果

	設問項目		選択肢毎の回答数		対	口		平均		
			やや満足	普通	やや不満	不満	象者数	答者数	回収 率 (%)	スコ ア (点)
問 1	施設・設備の運転管理に関する技 術的レベルについての満足度	1	0	0	0	0	1	1	100	100
問 2	作業用衣類の洗濯処理に関する 品質についての満足度	6	2	0	0	0	9	8	89	95
問 3	一般廃棄物・産業廃棄物等の処理 手順及び記録作成等の正確性に ついての満足度	40	5	4	1	0	52	50	96	94
問 4	担当者の対応(言葉遣い、親切さ、 丁寧さ等) についての満足度	53	4	2	0	0	62	59	95	97
全平均スコア (点)						96				

※. 配点: 満足:100点、やや満足:80点、普通:60点、やや不満:40点、不満:0点

表 2. 平成 30 年度 アンケート調査結果

		選択肢毎の回答数			対	□		平均		
	設問項目	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	象者数	答者数	回収 率 (%)	スコ ア (点)
問 1	施設・設備の運転管理に関する技 術的レベルについての満足度	1	0	0	0	0	1	1	100	100
問 2	作業用衣類の洗濯処理に関する 品質についての満足度	8	0	0	0	0	9	8	89	100
問 3	一般廃棄物・産業廃棄物等の処理 手順及び記録作成等の正確性に ついての満足度	30	8	5	0	0	46	43	93	92
問 4	担当者の対応(言葉遣い、親切さ、 丁寧さ等) についての満足度	44	7	1	0	0	56	52	93	97
全平均スコア (点)						95				

※. 配点: 満足:100点、やや満足:80点、普通:60点、やや不満:40点、不満:0点

3. 実施経費の状況及び評価(金額は全て税抜)

## (1) 実施経費

・今回(平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年契約)

実施経費:55,494,000円

年3人相当:55,494,000円÷3人=18,498,000円・・・①

## (2) 経費節減効果

・前回(平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年契約)

実施経費:55,548,000円

年3人相当:55,548,000÷3人=18,516,000円・・・②

・導入前(平成25年4月1日から平成26年3月31日までの単年度契約)

実施経費:31,428,000円

年3人相当:  $31,428,000\div5人\times3人=18,856,800$ 円・・・③

節減額:③-①=年358,800円 節減率:1.9%

②-①=年18,000円 節減率:0.1%

実施経費は人件費のみであるため、契約金額を人員で案分した金額での比較である。

## (3) 評価

導入前と比較し、年358,800円 (▲1.9%) の経費節減効果があった。また、 1期目と比較しても年18,000円 (▲0.1%) の節減効果があった。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

民間事業者は、下記のような改善項目を提案・実施することにより、安全確保のための作業リスク低減及び業務の効率化に努めている。

- (1)作業用衣類の洗濯業務に関する改善
- ①洗濯場1階の天井は低い構造となっており、天井部には蒸気配管や電源ボックス等がされていることから頭部を接触する可能性があるため、作業員のヘルメット着用の徹底並びに緩衝材と表示の設置により、頭部負傷のリスクを低減した。また、改善後あらためて洗濯業務に関するリスク評価を行うとともに、洗濯作業手順書に反映した。
- ②洗濯場の給気処理装置について、経年劣化対策として設備の内面を腐食防止 塗装したことにより、塩害等による腐食の防止並びに設備の予防保全に貢献

することができた。

- (2) 一般・産業廃棄物のリサイクル業務に関する改善
- ①一般器材管理庫の出入口と道路との間に僅かな段差があり、フォークリフト走行の際に若干の不安が生じていたが、専用のスロープを考案して該当箇所に設置したことにより、フォークリフトの走行が円滑に行えるようになり、重量物運搬時の災害を未然に防いでいる。
- ②可燃性一般廃棄物(可燃ごみ)を回収する際、発生元に透明ポリ袋への収納 を徹底することにより、可燃ごみ以外の廃棄物が混在していないことの確認 及び分別作業が可能となった。

#### 5. 全体的な評価

- (1)平成29年4月1日から平成31年3月31日までの洗濯場の運転管理及び、一般廃棄物管理施設の管理(産業廃棄物等のリサイクル業務含む)に係る業務については、放射線保安規則及び放射線管理基準等からの逸脱や廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票の管理上の逸脱等の重大な事故やトラブルは発生していないことから、設定したサービスの質は確保できたものと評価できる。
- (2) 平成29年4月1日から実施している本業務について、利用満足度調査を 平成29年度と平成30年度の各年度末に、洗濯作業利用担当者及び一般・産 業廃棄物搬出担当者を対象にアンケートを実施したところ、全ての項目にお いて基準スコアとしている75点を上回る結果となった。

さらに、平成30年度の本アンケート調査の自由記述欄には、対応が迅速かつ丁寧で非常に感謝している旨の声が数多く記載されていた。また、質問4(担当者の対応(言葉使い、親切さ、丁寧さ等の対応))の満足度でも殆どの担当者(平成29年度が57/59名、平成30年度が51/52名)が「満足」又は「やや満足」と回答しており、利用者から高い評価を得ている。

(3)以上のように実施要項において設定したサービスの質は確保されており、 洗濯場の運転管理及び、一般廃棄物管理施設の管理(産業廃棄物等のリサイク ル業務含む)に係る業務を受注者の裁量と責任において実施し、業務を完了す るという目的は、達成しているものと評価できる。

## 6. 今後の事業

- (1) 本事業の市場化テストは2期目であり、事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。
- ①実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る 法令違反行為等を行った事案はなかった。

- ②機構には、監事及び外部有識者(公認会計士、弁護士等)で構成され、契約の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- ③本事業入札においては、新たに応札した事業者を含め、2者からの応札があり、競争性は確保されていた。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していた。
- ⑤市場化テスト導入前と比較し、人件費高騰などの外部要因がある中で、年間で358,800円(▲1.9%)の経費節減効果があった。
- (2)上述のとおり、全体において良好な実施結果を得られていることから、 次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関す る指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)に基づき、市場 化テストを終了し、当機構の責任において実施したい。
- (3) なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。